

岐阜大学総務部総務課広告掲載取扱要項

(目的)

第1 この要項は、岐阜大学総務部総務課（以下「総務課」という。）において発行又は発信する情報媒体その他の広告の取扱いに関し必要な事項を定め、当該広告掲載により得られる収益をもって、岐阜大学（以下「本学」という。）の更なる広報戦略に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 広告媒体 広報誌、冊子類、封筒等の印刷物、ウェブサイトその他広告媒体として活用できるもので、広報を担当する副学長（以下「副学長」という。）が別に定めるものをいう。
- 二 広告掲載 広告媒体に事業主等の広告を掲載、掲出又は挟み込むことをいう。

(広告掲載を行うことができる者の要件)

第3 広告掲載を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条に規定する風俗営業を営む者及び当該営業に類する事業を行う者
- 二 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- 三 人権、教育、労働等に係る社会生活に支障をきたす問題を起こしている者
- 四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
- 五 暴力団対策法第32条第1項第2号から第4号までに掲げる者
- 六 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- 七 賭け事に関する業種に属する事業を行う者
- 八 政治団体
- 九 宗教団体
- 十 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定に基づく更生又は再生手続きを行っている者

十一 国税、地方税等を滞納している者

十二 その他広告掲載の申込みを行う事業者等として適当でないと認められる者

(広告掲載の基準)

第4 広告の内容が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあるものは、広告掲載の対象としない。

一 法律、条例その他法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの

二 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

三 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

四 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの

五 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの

六 個人、団体等の名誉、信用、正当な権利、財産等を損なうおそれがあるもの

七 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

八 内容又は責任の所在が不明確なもの

九 虚偽若しくは事実と異なる内容を含む、又は事実を誤認させるおそれがあるもの

十 比較広告

十一 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの

十二 風俗営業法第2条に規定する風俗営業に関するもの

十三 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの

十四 たばこの広告及び喫煙を促すもの

十五 社会問題の主義及び主張に関するもの

十六 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの

十七 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

十八 その他掲載する広告として適当でないと本学が認めるもの

(広告媒体の選定)

第5 副学長は、総務課の所管する印刷物、ウェブサイトその他のうちから第6に規定する募集の対象となる広告媒体を選定することができる。

(広告の募集)

第6 広告掲載に当たっては、原則として公募により、事業者等をホームページ等により広く募集するものとする。

2 対象の広告ごとに、次の条件を募集要項に定めるものとする。

一 広告媒体

- 二 広告の規格、枠数及び掲載期間
- 三 申込みの時期及び方法
- 四 広告掲載料の基準となる金額
- 五 その他副学長が必要と認める事項
(広告掲載料の基準額)

第7 第6第2項第4号に定める広告掲載料の基準となる金額は、副学長が広告媒体の特性等を勘案して、定めるものとする。

(広告掲載料)

第8 広告掲載を希望する事業主等は、広告掲載料として、募集要項に定める広告掲載料の基準となる金額以上の額を設定するものとする。

(広告掲載の申込み)

第9 広告掲載を希望する事業主等は、広告図案、広告内容の説明、会社概要及び第8に定める広告掲載料に係る見積書を添付した上で、広告掲載申込書(別記様式第1号)により申し込むものとする。

(広告の選定)

第10 副学長は、広告掲載申込書の提出を受けたときは、これを審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 副学長は、事業主等の広告掲載の申込みが第6第2項第2号の規定により、副学長が定めた枠数を超えた場合には、前項の審査に加えて、事業主等が設定する広告掲載料等についても考慮し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

3 副学長は、広告掲載の申込者に対し、審査の結果について広告掲載可否通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11 第10の規定により広告掲載が決定した申込者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を本学が発行する請求書により広告掲載前の指定する期日までに納付するものとする。

2 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告掲載料の納付後、本学の責めに帰すべき事由により、広告掲載を中止した場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第12 広告主は、広告主の都合により広告掲載の継続が困難となった場合に、本学に契約の解除を申し出ることができる。

2 広告主は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、広告掲載契約解除申出書(別記様式第3号)を、副学長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定の取消し)

第 13 副学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 一 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - 二 広告主が法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - 三 広告主の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - 四 第 12 第 2 項の規定により広告主から契約解除の申出があったとき。
 - 五 その他副学長が広告掲載を取り消すことを必要と認めるとき。
- 2 副学長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広告掲載取消決定通知書（別記様式第 4 号）により広告主に通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により広告掲載を取り消した場合において、第 11 の規定により既に納付された広告掲載料については、返還しないものとする。ただし、第 1 項第 5 号に規定する事由により取り消す場合は、広告掲載料の返還について、広告主と協議するものとする。

(広告主の責務等)

第 14 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、広告の内容等により第三者の権利を侵害してはならない。
- 3 広告主は、広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理を完了しておかなければならぬ。
- 4 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 5 広告の作成費用は、広告主が負担する。
- 6 広告の掲載後において、副学長が第 13 第 1 項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告主は第 13 第 2 項に定める通知を受けた日から 1 週間以内に、広告主の負担において当該広告媒体の回収、消去その他の必要な措置を行わなければならない。

(広告掲載の付記事項)

第 15 広告主は、広告の内容に係る責任の帰属その他必要な事項を付記するものとする。

(損害賠償請求)

第 16 広告主の反社会的行為等に関する事情により、本学が損害を被った場合は、広告主に対し損害賠償請求ができるものとする。

(協議)

第 17 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本学と広告主双方が誠

意をもって協議するものとする。

(事務)

第 18　総務課が所管する印刷物、ウェブサイトその他の広告掲載に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 19　この要項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 2 年 3 月 3 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。